

I 章

家電リサイクル制度

1 家電リサイクル制度の概要

1.1 家電リサイクル制度の背景と目的

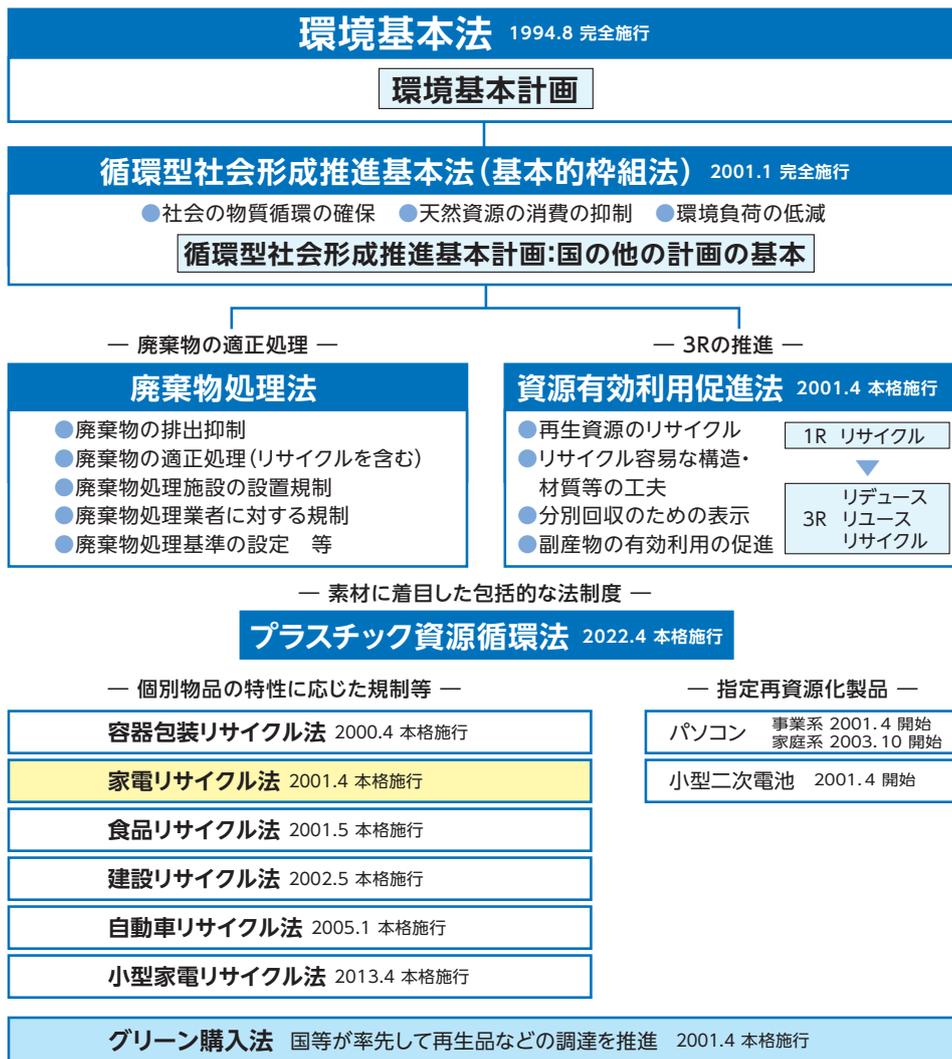
(1) 循環型社会を目指す法体系の整備

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動を続けてきたわが国では、廃棄物最終処分場の行き詰まりや有害物質の環境への影響等が問題となっています。また地球温暖化や鉱物資源の枯渇など、地球規模の問題も懸念されています。こうした環境制約や資源制約への対応を新たな発展の

要因として前向きに捉え、環境と経済が両立した新しい循環型社会システムの構築を目指すことが急務となっています。

循環型社会システムを構築するためには、従来のリサイクル(1R)政策から、いわゆる3R(リデュース：廃棄物の発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用)の取組を進めていく必要があるとの背景から、廃棄物減量、

図表 I-1 循環型社会形成推進のための法体系



[出典]「家電リサイクル法 [担当者向けガイドブック 2021]」(経済産業省)を基に一部加筆

リサイクル推進に係る施策が総括され、2001年1月に「循環型社会形成推進基本法」が完全施行されました。

この基本的枠組みの下、3Rの促進を目的とする「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」が最初に制定され、その後廃棄物発生量に占める割合が高い製品を対象とした個別リサイクル法が順次制定・施行されています。個別リサイクル法は対象製品の特性やライフサイクル等に合わせた法規定を有しており、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」もその一つに位置付けられます。

(2) 家電リサイクル法の目的

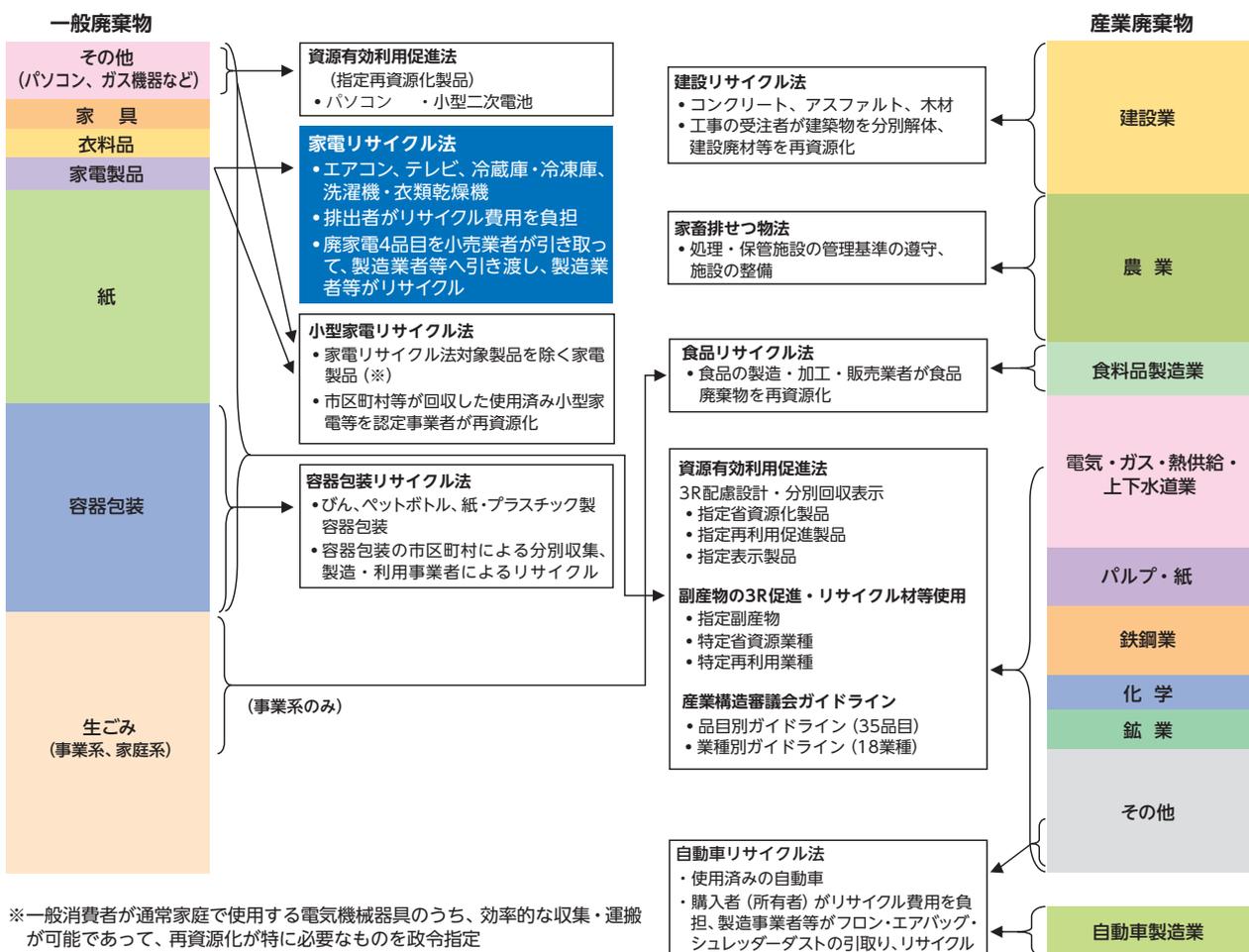
家電リサイクル法は、家庭や事業所から排出される廃家電の収集、リサイクルに関し、これを適正かつ円滑に実施するためのリサイクルシステムを確立し、廃棄物の適正な処理および資源の有効な利用の確保を図ることで、生活環境の保全および国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

(3) 家電リサイクル法制定の背景

家電リサイクル法の本格施行以前は、一般家庭から排出される廃家電の約8割は小売業者によって、また約2割は市区町村によって回収されていました。回収された廃家電の約半分は埋め立てられ、また残りについても破砕処理を経て、一部金属分の回収が行われる場合がありましたが、ほとんどは最終的に埋立てに回っていました。とりわけ埋立処分場の行き詰まりは、当時何らかの対策を講ずるべき喫緊の課題とされていました。

こうして廃棄物の減量と有用な部品・素材のリサイクルを図り、循環型社会の実現を目指すため、廃家電のリサイクルを促進する新たな仕組みである家電リサイクル法が1998年5月に国会にて成立し、同年6月に公布、2001年4月より本格施行されました。

図表 I-2 各廃棄物等への法・ガイドラインの対応状況



[出典] 「資源循環ハンドブック 2022 法制度と3Rの動向」(経済産業省)を基に一部加筆

1.2 家電リサイクル法の対象機器と再商品化等基準

(1) 家電リサイクル法の対象機器

家電リサイクル法の対象機器は、家電製品を中心とする家庭用機器のうちから、次の4つの要件全てに該当するものとして、政令により定められています。

- ① 市区町村等における廃棄物の処理設備や処理技術では、円滑で適正なリサイクルを行うことが困難なもの
- ② 有効利用できる資源が多く含まれていることから、リサイクルを行うことが資源の有効利用を図る上で特に必要なもののうち、リサイクルに係る経済的な制約が大きくないもの
- ③ 設計や部品等の選択が、その製品のリサイクルの難易度に大きく影響するもの
- ④ 小売業者によって配達販売される製品のため、小売業者による円滑な収集が行えるもの

現在は、同法施行令によりエアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目が対象機器に指定されており、総称して「家電4品目」と表現されています¹。

(2) 再商品化と再商品化等基準

家電リサイクル法においては、製造業者等（製造業者および輸入業者）が廃家電4品目のリサイクルを行うことを義務付けており、このリサイクルを「再商品化等」と定義しています。

具体的には廃家電4品目から部品および材料を分離し、これを自ら製品の部品または原材料として利用すること、または製品の部品または原材料として利用する者に有償または無償で譲渡できる状態にすることを「再商品化（マテリアルリサイクル）」としています。

また廃家電4品目から部品および材料を分離し、これを焼却する際に発生する熱エネルギーを自ら利用すること、または利用しようとする者に有償または無償で譲渡できる状態にすることを「熱回収（サーマルリサイクル）」としており、この「熱回収」と「再商品化」を合わせて「再商品化等」としています。

製造業者等には、再商品化等基準として一定以上の再商品化率（再商品化できたものの量／処理する廃家電4品目の重量）を達成することが求められており、ここには熱回収は含まれないため、再商品化のみで達成する必要があります。

なお廃家電4品目から分離した部品および材料を他者に譲渡する場合は、有償または無償である必要があり、費用を払って引き渡す、いわゆる逆有償は含まれません。

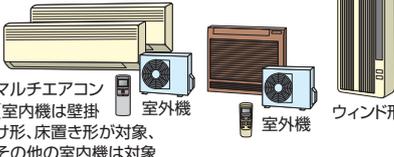
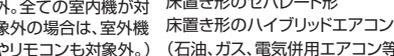
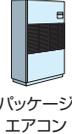
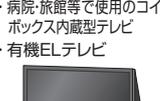
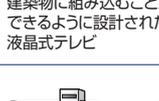
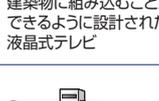
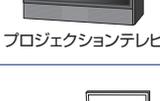
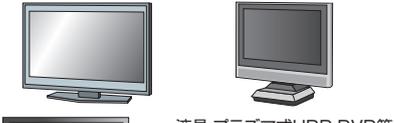
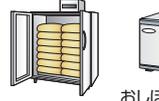
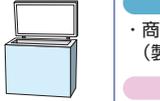
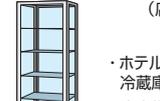
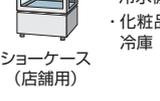
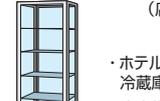
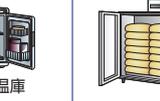
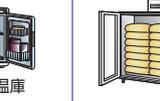
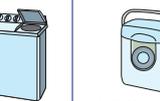
再商品化等基準は、合同会合²での検討により、次のように見直しが行われてきています。

図表 I-3 再商品化等基準の見直し

		2001年4月～	2009年4月～	2015年4月～
エアコン		60%以上	70%以上	80%以上
テレビ	ブラウン管式	55%以上	55%以上	55%以上
	液晶・プラズマ式	対象外	50%以上	74%以上
冷蔵庫・冷凍庫		50%以上	60%以上	70%以上
洗濯機・衣類乾燥機		50%以上	65%以上	82%以上

1 テレビのうち液晶・プラズマ式は2009年4月、冷凍庫は2004年4月、衣類乾燥機は2009年4月にそれぞれ追加されました。
2 家電リサイクル法において、法の施行後5年を経過した場合に施行状況を踏まえて政府が行う、法の見直しのための審議会です。

図表 I-4 家電リサイクル法の対象機器（家電4品目）一覧（2023年7月1日現在）

	対象	対象外	備考
エアコン	<p>壁掛け形のセパレート形 壁掛け形のガスヒーターエアコン 壁掛け形のハイブリッドエアコン (石油、ガス、電気併用エアコン)</p>  <p>室外機</p> <p>マルチエアコン (室内機は壁掛け形、床置き形が対象、その他の室内機は対象外。全ての室内機が対象外の場合は、室外機やリモコンも対象外。)</p>  <p>室外機</p> <p>ウィンド形</p> <p>床置き形のセパレート形 床置き形のハイブリッドエアコン (石油、ガス、電気併用エアコン等)</p> 	<p>天井埋め込みカセット形のエアコン 壁埋め込み形のエアコン</p>  <p>天吊り形 セパレート形</p>  <p>ウィンドファン スポットエアコン</p>  <p>冷風機 除湿機</p>  <p>パッケージエアコン</p> 	<p>一緒に引き取れるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ワイヤレスリモコン(ただし電池は除く) 室内機用の取付金具 一体型の純正据付部材 商品同梱の工事部材 <p>一緒に引き取れないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> リモコン用電池 別売りのドレンパイプ、配管パイプ、渡り線および配管カバー(スリムダクト等)などの工事部材 室外機の置き台および屋根 取扱説明書等の印刷物 ヒートポンプ給湯機のヒートポンプユニット(エアコンではありません) 外付けのコインボックス
テレビ (ブラウン管式)	<p>ブラウン管式テレビ</p>  <p>ブラウン管式 VTR内蔵テレビ</p>  <p>ラジカセー一体型(電池式含む)</p> 	<p>電源として一次電池又は蓄電池を使用する液晶式テレビ</p>  <p>車載用液晶式テレビ</p>  <p>携帯液晶式テレビ(充電式) ※一部対象となる製品もあります</p>  <p>ディスプレイモニター (テレビチューナー付も含む)</p>  <p>ブラウン管式モニター</p>  <p>液晶式モニター</p>  <p>病院・旅館等で使用のコインボックス内蔵型テレビ 有機ELテレビ</p>  <p>建築物に組み込むことができるように設計された液晶式テレビ</p>  <p>プロジェクションテレビ</p> 	<p>一緒に引き取れるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ワイヤレスリモコン(ただし電池は除く) 着脱式付属専用スピーカー 商品同梱の付属品(電源コード、スタンド等) <p>一緒に引き取れないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> リモコン用電池 別売のテレビ台 取扱説明書等の印刷物 外付けのコインボックス
テレビ (液晶・プラズマ式)	<p>液晶・プラズマ式テレビ</p>  <p>液晶・プラズマ式HDD・DVD等内蔵テレビ</p>  <p>チューナー分離型テレビ</p> 	<p>業務用保冷庫</p>  <p>おしぼりクーラー</p>  <p>冷凍ストッカー(店舗用)</p>  <p>ホテル用システム冷蔵庫(課金式)</p>  <p>冷水機・製氷機</p>  <p>化粧品専用の保冷庫</p>  <p>保冷米びつ</p>  <p>ショーケース(店舗用)</p> 	<p>一緒に引き取れるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 商品同梱の付属品(製氷皿、棚、野菜カゴ等) <p>一緒に引き取れないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 取扱説明書等の印刷物 カセットボンベ 庫内に残った食品等 外付けのコインボックス
冷蔵庫・冷凍庫	<p>冷蔵庫</p>  <p>冷凍冷蔵庫</p>  <p>ワイン庫(ワインセラー)</p>  <p>保冷庫・冷温庫</p>  <p>冷却や制御に電気を使用するものに限ります。(ガス等の併用も含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ベルチエ素子方式冷蔵庫(一部メーカーでは「電子冷蔵庫」) 吸収式冷蔵庫(冷媒にアンモニアを使用) ポータブル冷蔵庫(車載含む) <p>冷凍庫</p>  <p>チェスト形 アップライト形 引き出し形</p> 	<p>衣類乾燥機能付き 布団乾燥機</p>  <p>衣類乾燥機能付き ハンガー掛け</p>  <ul style="list-style-type: none"> 衣類乾燥機能付き換気扇 衣類乾燥機能付き除湿器 衣類乾燥機能付きハンガー コインランドリー等で使用のコインボックス内蔵型洗濯機・衣類乾燥機 脱水機 <p>電動のバケツ (排水機能がないもの)</p> 	<p>一緒に引き取れるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 商品同梱の付属品(洗濯カゴ等) <p>一緒に引き取れないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 衣類乾燥機置き台 取扱説明書等の印刷物 外付けのコインボックス カセットボンベ 槽内に残った衣類等
洗濯機・衣類乾燥機	<p>洗濯乾燥機</p>  <p>全自動洗濯機</p>  <p>2槽式洗濯機</p>  <p>衣類乾燥機</p>  <ul style="list-style-type: none"> 電気衣類乾燥機 ガス衣類乾燥機 <p>※LG Electronics Japan株式会社のS3CW, S31FA, S3WF, S3MF, S3PER, S3BFも対象となります。</p> <p>小型洗濯機 (排水機能があるもの)</p> 	<p>電動のバケツ (排水機能がないもの)</p> 	<p>一緒に引き取れるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 商品同梱の付属品(洗濯カゴ等) <p>一緒に引き取れないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 衣類乾燥機置き台 取扱説明書等の印刷物 外付けのコインボックス カセットボンベ 槽内に残った衣類等

1.3 関係者に求められる役割

家電リサイクル法では、排出者（消費者および事業者）、小売業者、製造業者等（製造業者および輸入業者）、国、地方公共団体等、関係する全ての者が定められた責務ある

いは義務を果たし、協力して家電4品目のリサイクルを進めることが基本的な考え方とされています。

関係者の主な役割

● 排出者（消費者および事業者）

■ 適正な引渡し

排出者は、家電4品目をなるべく長期間使用することで排出を抑制するとともに、廃棄する場合は、そのリサイクルが確実に行われるように小売業者等に適正に引き渡す責務

があります。

■ リサイクルに必要な料金の支払い

排出者は、収集・運搬料金とリサイクル料金を支払う責務があります。

● 小売業者

■ 引取義務

小売業者は、排出者から自らが過去に販売した家電4品目の引取りを求められたとき、または買換えに際して同種の家電4品目の引取りを求められたときは、排出者が引渡しを希望する場所（排出者の自宅等）で引き取る義務があります。

■ 引渡義務

小売業者は、排出者から廃家電4品目を引き取ったときは、自ら再使用する場合、および再使用もしくは販売しようとする者に有償または無償で譲渡する場合を除き、指定引取場所において製造業者等（存在しない場合や不明な場合は指定法人）に引き渡す義務があります。

■ 収集・運搬料金の公表

小売業者は、収集・運搬料金をあらかじめ設定し、店頭等で公表する義務があります。なお収集・運搬料金は、廃家電4品目の収集・運搬を能率よく行った場合の適正な原価を勘案しつつ、排出者の適正な排出を妨げることをないよう配慮して設定しなければなりません。また収集・運搬料金やリサイクル料金の問合せがあった場合には、これに回答する義務があります。

■ 家電リサイクル券の発行と管理

小売業者は、排出者から廃家電4品目を引き取る際に管理票（家電リサイクル券）を発行し、排出者に控えを交付します。また指定引取場所にて製造業者等から回付を受けた家電リサイクル券は3年間保存し、排出者から閲覧を求められた場合は、これに応じる義務があります。

● 製造業者等（製造業者および輸入業者）

■ 引取義務

製造業者等は、指定引取場所において自らが製造等を行った家電4品目について引取りを求められた場合は、これを引き取る義務があります。

■ 再商品化等実施義務

製造業者等は、引き取った廃家電4品目について遅滞なくリサイクルを行う義務があります。また、その際には廃家電に含まれる冷媒フロンおよび断熱材フロンの回収・再利用・破壊を行うことも義務付けられています。なおリサイクルは定められた再商品化等基準に従って実施する必要があります。

■ リサイクル料金の公表

製造業者等は、リサイクル料金をあらかじめ設定し、公表する義務があります。なおリサイクル料金は、リサイクル

を能率よく行った場合の適正な原価を上回らないように、かつ排出者の適正な排出を妨げることをないよう配慮して設定する必要があります。

■ 指定引取場所の適正配置

製造業者等は、地理的条件や交通事情、自らが製造等した家電4品目の販売状況、その他の条件を勘案しつつ、廃家電4品目の能率的なリサイクルや小売業者等からの円滑な引取りができるよう、指定引取場所を適正に配置する義務があります。

■ 家電リサイクル券の回付と保存

製造業者等は、指定引取場所において小売業者から廃家電4品目を引き取るときは、小売業者から交付を受けた家電リサイクル券に受領印を押印の上、小売業者に回付するとともに、券の控えを3年間保存する義務があります。

● 国（経済産業省および環境省）

■ 家電リサイクル法履行状況の確認と指導

国は、家電リサイクル法に基づき、小売業者や製造業者等の家電リサイクル法の義務履行状況を確認し、その状況に応

じて必要な周知や指導、もしくは処分を行う責務があります。

■ 家電リサイクルに関する情報提供と普及啓発

国は、消費者などへの家電リサイクルに関する情報の提供や普及啓発への取組を行う責務があります。

● 地方公共団体（都道府県および市区町村）

■ 住民に対する情報提供と普及啓発

地方公共団体は、住民に対する廃家電4品目の適正な排出やリサイクルに関する情報提供、および広報活動等を通じて住民理解の増進に努める責務があります。

■ 廃家電4品目の収集とリサイクル

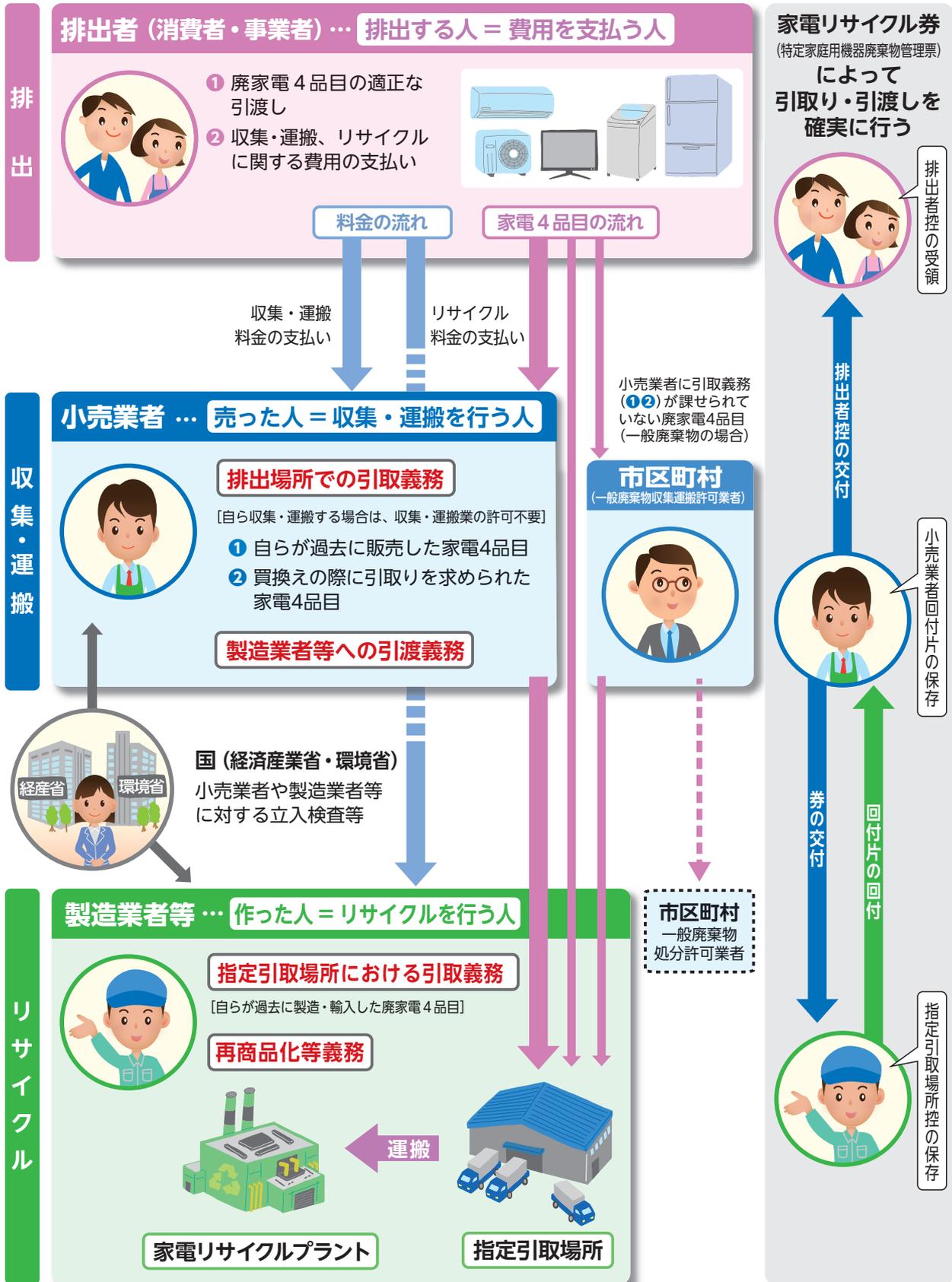
地方公共団体は、小売業者に引取義務が課せられていない

廃家電4品目について、回収体制を構築することが求められています。なお自ら収集した廃家電4品目は、廃棄物処理法に基づいて自らリサイクルを行うほか、製造業者等に引き渡して処分することが認められています。

■ 違法回収や不法投棄防止への取組

地方公共団体は、違法な不用品回収業者の取締りや不法投棄防止に向けた取組を行うことが求められています。

図表 I-5 家電リサイクル制度の概要



[出典]「家電リサイクル法 [担当者向けガイドブック 2021]」(経済産業省) を基に作成

1.4 家電リサイクル制度を支える仕組み

(1) 回収・リサイクル体制

● 製造業者等による回収・リサイクル体制の構築

家電リサイクル法の施行に当たり、製造業者等はA・Bの2グループに集約し、全国で廃家電4品目の回収およびリサイクルを実施しています。グループに集約することになった主な要因は以下のとおりです。

- ① 新規事業としての経済性：製造業者等が個別に全国展開するには多額の投資が必要になり、リサイクル料金が高くなる
- ② 小売業者や市区町村の利便性：小売業者や市区町村の業務効率化のために、各製造業者等が個別に指定引取場所を設置するのではなく、集約した指定引取場所を設けることで利便性を高める

図表 I-6 グループ別製造業者等と指定法人に委託している製造業者等一覧
(2023年7月1日現在)

Aグループ		Bグループ	
LG Electronics Japan (株)	東芝ライフスタイル (株)	アイリスオーヤマ (株)	日立ジョンソンコントロールズ空調 (株)
大阪ガス (株)	ドメティック (株)	アクア (株)	(株) 富士通ゼネラル
クリナップ (株)	パーパス (株)	シャープ (株)	船井電機 (株)
(株) コロナ	ハイセンスジャパン (株)	ソニー (株)	三菱重工冷熱 (株)
サムスン電子ジャパン (株)	パナソニック (株)	(株) 長府製作所	三菱電機 (株)
(株) JVCケンウッド	パナソニックエンターテインメント&コミュニケーション(株)	(株) トヨトミ	三菱電機エンジニアリング (株)
ダイキン工業 (株)	(株) ミスターマックス	(株) ノーリツ	吉井電気 (株)
TVS REGZA (株)	(株) ヤマダホールディングス	ハイアールジャパンセールス (株)	(株) 良品計画
東京ガス (株)	ヤンマーエネルギーシステム (株)	日立グローバルライフソリューションズ(株)	リンナイ (株)
指定法人に委託している製造業者等			
IDEX (株)	エレクトロラックス・ジャパン(株)	(株) ジョワイユ	(株) ピクセラ
アイリスオーヤマ (株)	エレクトロラックス・プロフェッショナル・ジャパン(株)	シロカ (株)	ファミリーイナダ (株)
(株) AKART	(株) オウルテック	ジンアンドマリー (株)	(株) フィラディス
(株) アグレクション	大橋産業(株)	(株) スタイルクリア	(株) 富士倉
(株) アズマ	(株) オーム電機	(株) STAYER ホールディングス	(株) Freedom
(株) アピックスインターナショナル	(株) オーヤマ	(株) 正和	(株) ベステックグループ
(株) アペックス	オプトスタイル(株)	大自工業 (株)	(株) ヘルソス
(株) アルミス	(株) カイホウジャパン	(株) ダイレイ	(株) マキタ
(株) アローン	カンデラ・メディアテック (株)	ツインバード工業 (株)	マクスゼン (株)
アンカー・ジャパン (株)	(株) グリーンハウス	(株) ツナシマ商事	ミーレ・ジャパン (株)
アントビー (株)	(株) グローバル	(株) TCL JAPAN ELECTRONICS	(株) 三木森
イー・エム・イー (株)	恵安 (株)	ティーズネットワーク (株)	三金商事 (株)
(株) 池商	(株) 慶洋エンジニアリング	テクタイト(株)	三ツ星貿易 (株)
イディアルリビング (株)	(株) ケーズウェーブ	(株) デバイスタイル	ミナト電機工業 (株)
インタック SPS (株)	小泉成器 (株)	(株) デンソーエアクール	(株) 都商会
(株) WIS	工機ホールディングス (株)	(株) 天通	(株) メイコー・エンタープライズ
ウィンコード (株)	(株) コンボジット	(株) デンマート	モダンデコ (株)
HKC JAPA (株)	(株) サイエルインターナショナル	(株) ドウシシャ	(株) 山善
A & R (株)	さくら製作所 (株)	(株) TOHO	ユアサプライムス (株)
(株) A-Stage	(株) ザ・ビーズインターナショナル	(株) 都光	(株) ユニーク
(株) eX. Media (エクスメディア)	澤藤電機 (株)	(株) ナヴィック	(株) ユニテック
SIS (株)	サンコー (株)	日仏商事 (株)	吉岡電気工業 (株)
エスケイジャパン (株)	(株) シー・シー・ピー	(株) ニトリ	ライソン (株)
エスケイネット (株)	(株) シービー・ジャパン	日本ゼネラル・アライアンス (株)	ライフオンプロダクツ (株)
(株) N・TEC	(株) ジーマックス	日本美的 (株)	(株) ロイヤル
FFF SMART LIFE CONNECTED (株)	ジャスト (株)	(株) ノジマ	(株) ログスコオペレーション
LED TOKYO (株)	ジュージ工業 (株)	(株) はびねすくらぶ	

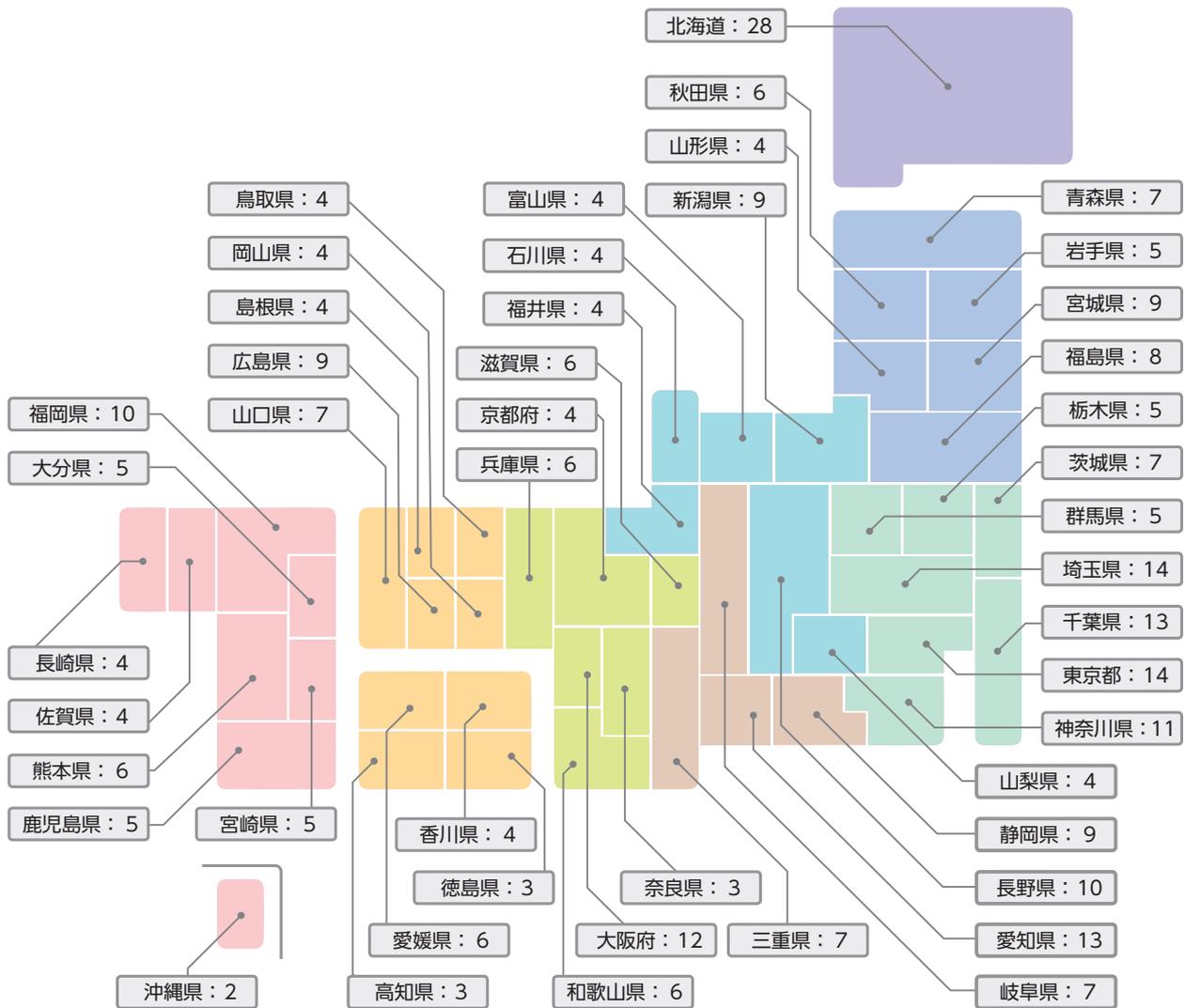
●指定引取場所の設置状況

製造業者等は、家電リサイクル法の引取義務を履行するため、全国に指定引取場所を設置しています。

指定引取場所はA・Bグループに分かれて設置されましたが、2009年10月1日に共有化され、現在は全国計329カ所全ての指定引取場所で共同引取りを行っています。

す。指定引取場所は、小売業者から持ち込まれた廃家電4品目の引取りや保管、家電リサイクルプラントまで運搬する二次物流業者への引渡し、および家電リサイクル券センター（RKC）への引取データ送信を主な業務として行っています。

図表 I-7 指定引取場所設置数（2023年7月1日現在）



全国計：329カ所

2016年3月より家電リサイクル券センター（RKC）のホームページに指定引取場所の地図表示機能を追加し、地図上から最寄りの指定引取場所を検索できるようになりました。また2018年4月より個々の指定引取場所の営業日が分かるカレンダーを掲載し、持込者の利便性のさらなる向上を図りました。

<https://www.e-map.ne.jp/p/rkcsymap/>



「指定引取場所」地図の例

●家電リサイクルプラントの設置状況

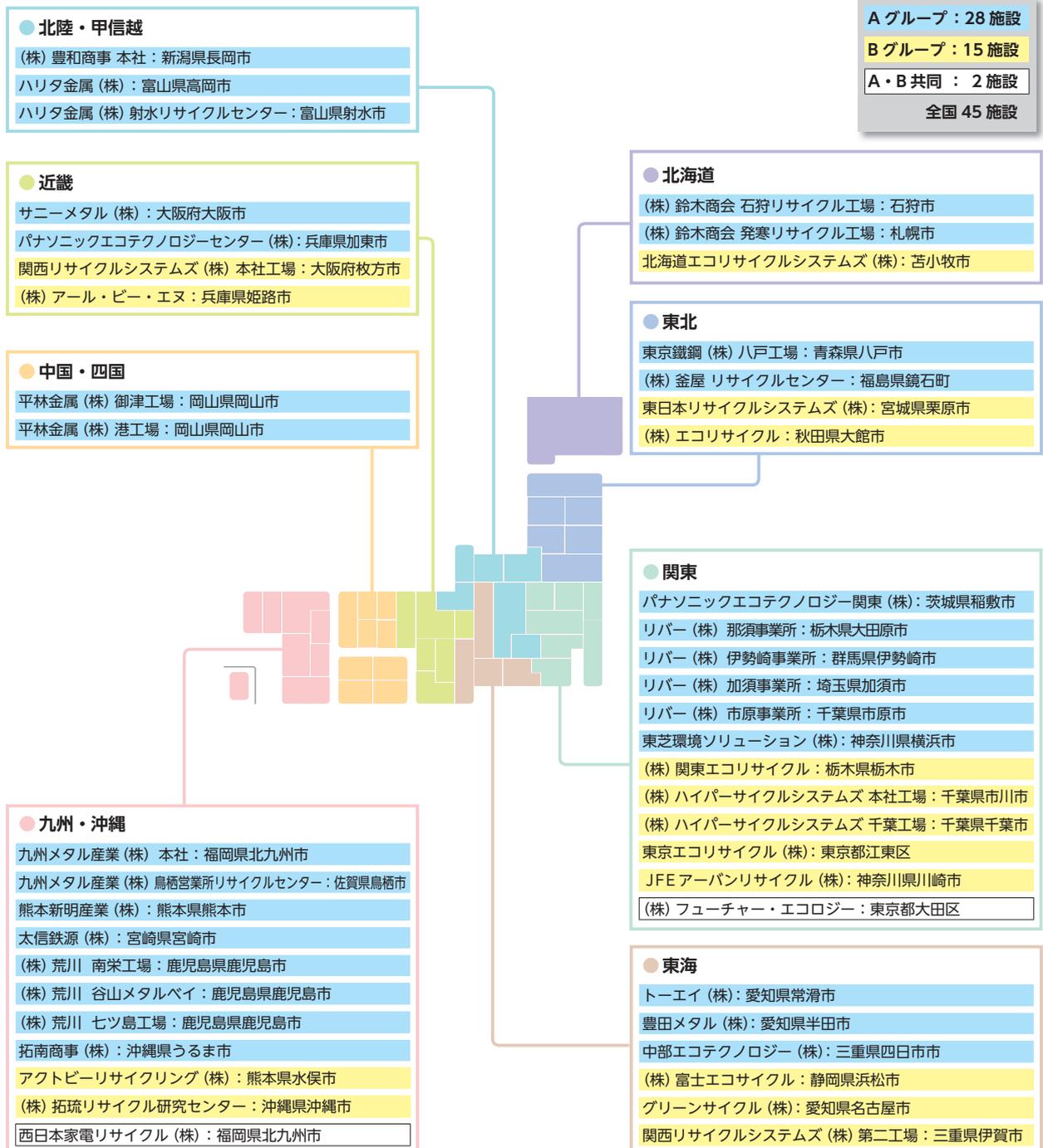
製造業者等は、家電リサイクル法第 18 条に規定された再商品化等実施義務を果たすため、全国に 45 カ所（Aグループ：28、Bグループ：15、A・Bグループ共同：2）の家電リサイクルプラントを設置しています。

家電リサイクルプラントは、法律に定められた再商品化等基準に基づき、手解体および破砕・選別等の処理工程を

通じたりサイクルを実施し、併せてエアコンと冷蔵庫・冷凍庫等に含まれる冷媒フロン、冷蔵庫・冷凍庫に含まれる断熱材フロンの回収・破壊等も実施しています。

Aグループは既存のリサイクル業者の施設を活用するとともに中核となる家電リサイクル専用施設を新設する方式で、またBグループは素材関連事業者等と提携した家電リサイクル専用施設を新設する方式で、それぞれ全国展開を行っています。

図表 I-8 家電リサイクルプラント（2023年7月1日現在）



(2) 指定法人

家電リサイクル法においては、制度を円滑かつ効率的に実施するための仕組みとして、「指定法人」に関する規定が設けられています。同法第32条第1項の規定に基づき、同法の主務大臣（施行当時：通商産業大臣および厚生大臣、現在：経済産業大臣および環境大臣）より、2000年4月18日に家電製品協会が指定法人に指定されました。指定法人の業務内容は以下のとおりです。

① 一定の要件に該当する製造業者および輸入業者（委託の直前3年間の家電4品目の生産量または輸入量一国内向け出荷に係るものに限る一が、家電4品目ごとに下記の台数に満たない者。以下「特定製造業者等」という。）からの委託を受けて、当該特定製造業者等がリサイクルすべき廃家電4品目のリサイクルに必要な行為を実施すること。（1号業務）

- A) エアコンについては90万台
- B) テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）については90万台
- C) 冷蔵庫・冷凍庫については45万台
- D) 洗濯機・衣類乾燥機については45万台

- ② 製造業者等の倒産・廃業等により、リサイクルの実施義務対象者が不明・不存在である廃家電4品目のリサイクルに必要な行為を実施すること。（2号業務）
- ③ 主務大臣が公示した地域で排出された廃家電4品目を、排出者等からの求めに応じ、製造業者等に引き渡すこと。（3号業務）
- ④ 廃家電4品目の収集・運搬ならびにリサイクルの実施に関する調査・普及および啓発を行うこと。（4号業務）
- ⑤ 廃家電4品目の収集・運搬ならびにリサイクルの円滑な実施を図るため、消費者や市区町村等の照会に応じ、処理すること。（5号業務）

(3) 管理票制度

家電リサイクル法においては、排出された廃家電4品目が小売業者を通じて製造業者等に適正に引き渡されることを確実にするため、「特定家庭用機器廃棄物管理票」制度の運用が定められています。これは、小売業者が排出者から廃家電4品目を引き取る際に管理票の写しを交付し、小売業者が製造業者等に引き渡すときにも管理票を交付するもので、小売業者と製造業者等はそれぞれ管理票を3年間保存すること等が定められています。

家電製品協会は、これに対応して法に基づく製造業者等と小売業者などの業務の管理・運用を効率的に支援するために「家電リサイクル券システム」を運営しています。

●家電リサイクル券システム

家電リサイクル券システムは、家電リサイクル法に示された特定家庭用機器廃棄物管理票を家電リサイクル券として実現したもので、リサイクル料金の回収と支払い、引き取られた廃家電4品目の引渡しが行われているかの管理等の機能を担っています。

なお代表的な家電リサイクル券システムとしては、主に小売業者が扱う「料金販売店回収方式」と排出者が郵便局でリサイクル料金を支払う「料金郵便局振込方式」、および2021年度から運用が開始された全国に収集・運搬網を持つ管理統括業者を対象とした「料金管理統括業者回収方式」の3方式があります。

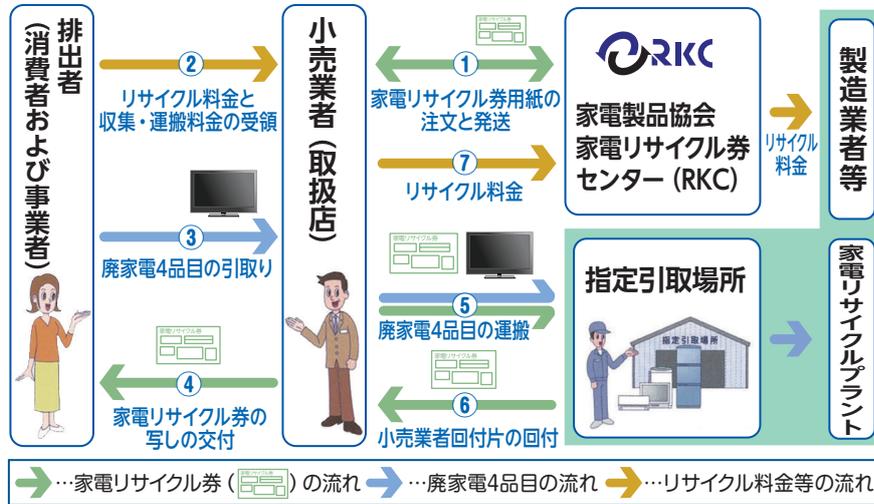
●家電リサイクル券システムの特長

家電リサイクル法では、特定家庭用機器廃棄物管理票を廃家電1台に対して1枚を交付することが規定されています。これにより一品一葉管理が可能となり、具体的には次のような管理・運営上の特長があります。

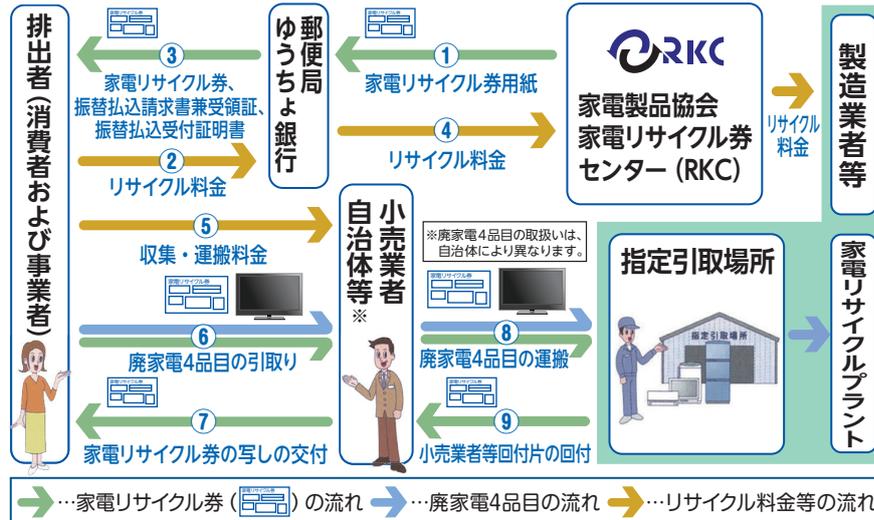
- ① 小売業者や製造業者等は、家電リサイクル券を利用することで、廃家電4品目の引取りおよび引渡しにおいて情物一致管理が容易になります。
- ② 排出者は、個々の家電リサイクル券に記載されている「お問合せ管理票番号」により、廃家電4品目が製造業者等に適正に引き渡されているかを確認することができます。
- ③ 家電リサイクル券センター（RKC）は小売業者に対して発券情報・書損じ券情報・引取情報・請求情報等のデータを提供しています。これにより、小売業者は廃家電4品目の引取りおよび引渡しに関して適正管理をすることができます。

図表 I-9 家電リサイクル券と廃家電4品目の流れ

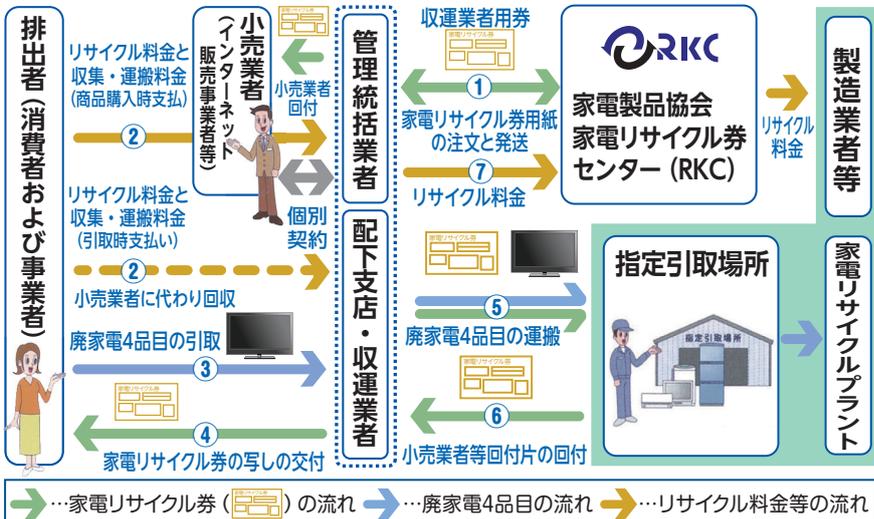
【料金販売店回収方式】



【料金郵便局振込方式】



【料金管理統括業者回収方式】



家電リサイクル券

I章 家電リサイクル制度

II章 家電リサイクル実績

III章 製造業者等の取組

IV章 普及啓発活動および支援活動

V章 資料集

家電リサイクル券 (特定家庭用機器廃棄物管理票) ①小売業者控兼受領書

お問合せ管理票番号

見本

排出者 (おなまえ) 様 (電話番号)

小売業者 (名称、住所、電話番号)

製造業者等名 (メーカー名)

品目・料金区分 (エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)

回収日 (西暦) 20 年 月 日

再商品化等料金 (再商品化等料金)

消費税率 (消費税率)

合計 (合計)

※料金区分
●ブラウン管式テレビ
小：15型以下、大：16型以上
●液晶・プラズマ式テレビ
小：15V型以下、大：16V型以上
●冷蔵庫・冷凍庫
小：全定格内容積170L以下
大：全定格内容積171L以上

一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター ©一般財団法人家電製品協会 2023

「料金販売店回収方式」の家電リサイクル券 (通称「グリーン券」)

家電リサイクル券 (特定家庭用機器廃棄物管理票) ④排出者控

見本

自治体小売業者等 (名称、住所、電話番号)

排出者 (おなまえ) 様 (電話番号)

製造業者等名 (メーカー名)

品目・料金区分 (メーカー名、品目・料金区分)

回収日 (西暦) 20 年 月 日

再商品化等料金 (再商品化等料金)

消費税率 (消費税率)

合計 (合計)

※本券は後日お問合せされる場合に必要となりますので大切に保管してください。
●払込後排出を中止した場合は取扱い等、本券に関するお問合せは下記にご連絡ください。
◆一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター
0120-319-640
◆https://www.rkc.aeha.or.jp でも券の引取状況を照会できます。

一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター ©一般財団法人 家電製品協会 2023

「料金郵便局振込方式」の家電リサイクル券 (通称「郵便局券」)

家電リサイクル券 (特定家庭用機器廃棄物管理票) ①小売業者控兼受領書

お問合せ管理票番号

見本

排出者 (おなまえ) 様 (電話番号)

郵便業者 (名称、住所、電話番号)

製造業者等名 (メーカー名)

品目・料金区分 (メーカー名、品目・料金区分)

回収日 (西暦) 20 年 月 日

再商品化等料金 (再商品化等料金)

消費税率 (消費税率)

合計 (合計)

※料金区分
●ブラウン管式テレビ
小：15型以下、大：16型以上
●液晶・プラズマ式テレビ
小：15V型以下、大：16V型以上
●冷蔵庫・冷凍庫
小：全定格内容積170L以下
大：全定格内容積171L以上

一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター ©一般財団法人家電製品協会 2023

「料金管理統括業者回収方式」の家電リサイクル券 (通称「収運業者用券」または「イエロー券」)

2 家電リサイクル制度の評価・検討

2.1 合同会合における審議の経緯

家電リサイクル法では「施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ことが定められています（附則第3条）。

これを受けて2006年6月から2007年12月にかけて開催された産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会合同会合（以下「**第一次評価・検討合同会合**」という。）にて家電リサイクル制度の施行状況について評価・検討が行われ、2008年2月19日に国への報告と同時に「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（以下「**評価・検討報告書**」という。）が公表されました。

また評価・検討報告書において対象品目の拡大や再商品化率の見直しについても検討することが求められたため、品目追加等専門委員会合同会合³が設置されて調査・検討が行なわれ、その結果は「特定家庭用機器の品目追加・再商品化等基準に関する報告書」として取りまとめられました（2008年9月22日公表）。

また小売業者におけるリユースとリサイクルの仕分け基準について検討するため、リユース・リサイクル専門委員会合同会合⁴が設置されて調査・検討が行われ、検討結果は「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」として公表されました。

第一次評価・検討合同会合における審議結果に基づき、「特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令」が2008年12月5日に公布、2009年4月1日に施行されました。この政令は、廃家電4品目の適正な処理および資源の有効な利用を一層推進するため、対象機器の追加を行うとともに、再商品化等の基準を引き上げる等の措置を講ずるものです。

2013年5月からは2回目の家電リサイクル法の評価・検討の審議⁵（以下「**第二次評価・検討合同会合**」という。）が行われました。

また2021年4月からは3回目の家電リサイクル法の評価・検討の審議（以下「**第三次評価・検討合同会合**」という。）が行われました。

図表 I-10 家電リサイクル法評価・検討の合同会合開催経緯

開催時期	実施内容
2001年4月	家電リサイクル法本格施行
第一次評価・検討合同会合	
2006年6月～2007年12月	第1回～第16回合同会合
2008年2月19日	第一次評価・検討報告書公表
2008年9月22日	第17回合同会合
2009年12月～2011年12月	第18回～第20回合同会合（フォローアップ審議）
第二次評価・検討合同会合	
2013年5月～2014年7月	第21回～第32回合同会合
2014年10月31日	第二次評価・検討報告書公表
2015年1月～2018年12月	第33回～第37回合同会合（フォローアップ審議）
第三次評価・検討合同会合	
2021年4月～2022年1月	第38回～第43回合同会合
2022年6月23日	第三次評価・検討報告書公表

3 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ家電リサイクル制度における品目追加等検討会 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会特定家庭用機器の再商品化・適正処理に関する専門委員会合同会合。

4 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ家電リサイクル制度に関するリユース等適正排出促進手法検討会 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会特定家庭用機器のリユースとリサイクルのための適正引取・引渡に関する専門委員会合同会合。

5 第21回（2013年5月20日開催）の名称は、「産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ 中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会合同会合」。
第22回（2013年7月4日開催）以降の名称は、「産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ 中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会合同会合」。

2.2 家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（2022年6月公表）

第三次評価・検討の合同会合では、家電リサイクル制度の施行状況について評価するとともに、さらなる維持、発展に向けた方向性について提言することを目的にした「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」を取りまとめ、2022年6月に公表しました。

同報告書では、今後対応すべき次の7つの施策が取りまとめられました。

- (1) 有機ELテレビの対象品目への追加等
- (2) 家電リサイクル券の記載事項の簡略化や小売業者による保管の電子化等の利便性向上
- (3) 多様な販売形態をとる小売業者への立入検査の重点

- 化・合理化等や、モールサイト運営事業者との連携によるEC事業者への計画的な確認及び指導検討
- (4) 社会状況にあわせた消費者が適正排出しやすい回収体制の確保・不法投棄の取組への支援の継続・充実
- (5) エアコンの回収率向上のための施策検討および新たな回収率目標の設定
- (6) 再商品化等費用の回収方式
- (7) リサイクルの質の持続的向上に基づくサーキュラーエコノミーへの貢献およびエアコンの回収率の向上による温室効果ガスの排出削減

報告書目次

第1章 家電リサイクル制度の現状

1. 家電リサイクル制度の施行状況
 - (1) 特定家庭用機器廃棄物の引取台数の状況
 - (2) 使用済特定家庭用機器のフロー推計
 - (3) 回収率の推移
 - (4) 製造業者等によるリサイクルの状況
 - (5) 製造業者等によるフロン回収の状況
 - (6) 特定家庭用機器廃棄物の不法投棄の状況
2. 家電リサイクル制度に係るこれまでの主な成果と取組
 - (1) 消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善に向けた取組
 - ① 社会全体で回収を推進していくための回収率目標の設定
 - ② 消費者の担うべき役割と消費者に対する効果的な普及啓発の実施
 - ③ 再商品化等費用の透明化及び再商品化等料金の低減化
 - ④ 小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物の回収体制の構築等による排出利便性の向上
 - ⑤ 適正なりユースの促進
 - (2) 特定家庭用機器廃棄物の適正処理
 - ① 不適正処理に対する取締りの徹底
 - ② 不法投棄対策及び離島対策
 - ③ 小売業者の引渡義務違反に対する監督の徹底
 - ④ 廃棄物処分許可業者等による処理状況の透明性の向上
 - ⑤ 海外での環境汚染を防止するための水際対策

- (3) 家電リサイクルの一層の高度化に向けた取組
 - ① 再商品化率の向上と質の高いリサイクルの推進
 - ② 有害物質について
- (4) 対象品目
- (5) 再商品化等費用の回収方式

第2章 家電リサイクル制度における課題・論点

1. 対象品目について
2. 家電リサイクル券の利便性向上について
3. 多様な販売形態をとる小売業者への対応について
4. 社会状況に合わせた回収体制の確保・不法投棄対策について
5. 回収率の向上について
6. 再商品化等費用の回収方式について
7. サーキュラーエコノミーと再商品化率・カーボンニュートラルについて

第3章 課題解決に向けた具体的な施策

1. 対象品目について
2. 家電リサイクル券の利便性向上について
3. 多様な販売形態をとる小売業者への対応について
4. 社会状況にあわせた回収体制の確保・不法投棄対策について
5. 回収率の向上について
6. 再商品化等費用の回収方式について
7. サーキュラーエコノミーと再商品化率・カーボンニュートラルについて

→ 報告書の詳細については、経済産業省、環境省のホームページをご覧ください。

経済産業省

家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書
<https://www.meti.go.jp/press/2022/06/20220623002/20220623002-b.pdf>



環境省

家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書
<https://www.env.go.jp/content/000043018.pdf>



→ 家電リサイクル全般については、経済産業省、環境省のホームページをご覧ください。

経済産業省 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/index.html

経済産業省 家電4品目の「正しい処分」早わかり!
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/fukyu_special/index.html

環境省 家電リサイクル関連
<https://www.env.go.jp/recycle/kaden/index.html>



3 家電リサイクルの歩み

廃家電4品目累計引取台数(単位:万台)

